



# 埼玉県報

第 2885 号  
平成 29 年(2017 年)  
3 月 24 日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉会館管理規則の一部を改正する規則（文化振興課）
- 児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（こども安全課）
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（こども安全課）
- 医療法施行細則の一部を改正する規則（医療整備課）
- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（総務給与課）

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の合併に係る公告（北部地域振興センター）
- 政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（入札審査課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定（産業支援課）
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号に基づく道路の指定等（道路環境課）
- 越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 羽生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 児玉都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道さいたま鳩ヶ谷線の区域の変更（さいたま県土整備事務所）
- 県道さいたま鳩ヶ谷線の供用の開始（さいたま県土整備事務所）
- 県道三芳富士見線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 一般国道 140 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 140 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 県道深谷東松山線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道越谷八潮線の区域の変更（越谷県土整備事務所）

平成 29 年(2017 年)3 月 24 日

- 県道越谷八潮線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 埼玉県指定有形文化財の指定（生涯学習文化財課）
- 埼玉県指定無形民俗文化財の指定（生涯学習文化財課）
- 埼玉県指定天然記念物の指定（生涯学習文化財課）
- 埼玉県指定有形文化財の指定解除（生涯学習文化財課）



ブルーレイディスクプレーヤー （大型プロジェクター用）	一台	一、六二〇	ビデオ及びDVDの再生も可能
ブルーレイディスクプレーヤー	一台	一、六二〇	DVDの再生も可能
スクリーン （大ホール）	一式	一、八五〇	
同 （小ホール）	同	九九〇	
スクリーン （大ホール）	一式	一、八五〇	
同 （小ホール）	同	三、六七〇	

改め、同表照明設備の項中

反響板固定ライト （大ホール）	同	二、四二〇
--------------------	---	-------

カラーフィルターを含まない。	反響板固定ライト （大ホール）	同	二、四二〇
準備及び復元の場合 は、一列を無料とする。	同 （小ホール）	同	一、〇〇〇

準備及び復元の場合 は、一列を無料とする。	同 （小ホール）	同	一、〇〇〇
準備及び復元の場合 は、一列を無料とする。	同 （大ホール）	同	二、四二〇

五〇 「」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十五号

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成二十年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十二条第一項」の下に「（法第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「同項」を「法第十二条第一項」に改め、同条第三項中「第十二条第二項」の下に「（法第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 法第十六条第二項の規定によりみなして適用する法第十二条第一項の規定による制限については、第一項及び第二項中「児童虐待を行った保護者」とあるのは「延長者等虐待を行った延長者等の監護者」とする。

第五条第一項中「第十二条の四第四項」の下に「（法第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「第十二条の四第六項」の下に「（法第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項」を「法第十二条の四第一項（法第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第十六条第一項の規定によりみなして適用する法第十二条の四第六項の規定による命令の取消しについては、前項中「保護者」とあるのは「延長者の監護者」とする。

様式第二号（裏面）中「前条第一項の規定による出頭のためにはじない」を「正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の入入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した」及び「又はその安全」を「、又はその安全」に改める。

様式第三号及び様式第四号を次のように改める。

出 頭 要 求 書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県 児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項の規定に基づき、次のとおり児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
出頭を求める日時 及び場所	日 時	
	場 所	
同伴すべき児童	氏 名	
	生年月日	
出頭を求める理由と なった事実の内容		
連絡先		

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなり、正当な理由なく当該立入調査等を拒否等した場合には、50万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合は、年 月 日 時までに上記連絡先に連絡してください。

出 頭 要 求 書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県 児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の2第1項の規定に基づき、次のとおり児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
出頭を求める日時 及び場所	日 時	
	場 所	
同伴すべき児童	氏 名	
	生年月日	
出頭を求める理由と なった事実の内容		
連絡先		

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により出頭することが困難な場合は、 年 月 日 時まで  
に上記連絡先に連絡してください。

様式第六号から様式第十二号までを次のように改める。



様式第6号（第4条関係）

面会・通信制限決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県 児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条第1項（同法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり児童（延長者等を含む。以下同じ。）との面会・通信の制限を行います。

対象となる児童	氏 名	
	生 年 月 日	
制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
制限する内容		
1 児童との面会（全部・一部）		
2 児童との通信（全部・一部）		
制限を行う理由となった事実の内容		
連絡先		

教示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第7号（第4条関係）

面会・通信制限解除決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県 児童相談所長 印

年 月 日付け 第 号により制限した、児童虐待の防止等に関する法律第12条第1項（同法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に基づく次の児童（延長者等を含む。以下同じ。）との面会・通信の制限を解除します。

対象となる児童	氏 名	
	生 年 月 日	
制限を解除される者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
制限を解除する理由		
連絡先		

様式第8号（第4条関係）

面会・通信制限決定通知書

年 月 日

様

長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条第1項（同法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり児童（延長者等を含む。以下同じ。）との面会・通信の制限を行います。

対象となる児童	氏 名	
	生 年 月 日	
制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
制限する内容 1 児童との面会（全部・一部）  2 児童との通信（全部・一部）		
制限を行う理由となった事実の内容          		
制限の有効期限	年 月 日まで	
連絡先		

教示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第9号（第4条関係）

面会・通信制限解除決定通知書

年 月 日

様

長 岡

年 月 日付け面会・通信制限決定通知書により制限した、児童虐待の防止等に関する法律第12条第1項（同法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に基づく次の児童（延長者等を含む。以下同じ。）との面会・通信の制限を解除します。

対象となる児童	氏 名	
	生 年 月 日	
制限を解除される者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
制限を解除する理由		
連絡先		

様式第10号（第4条関係）

面会・通信制限決定（解除）通知書

年 月 日

（宛先）

埼玉県 児童相談所長

長 印

次のとおり児童（延長者等を含む。以下同じ。）との面会・通信の制限を決定（解除）したので、児童虐待の防止等に関する法律第12条第2項（同法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、通知します。

対象となる児童	氏 名	
	生年月日	
制限を受ける者 (制限を解除された者)	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
制限する内容（制限を解除した内容） 1 児童との面会（全部・一部）  2 児童との通信（全部・一部）		
制限を行う理由となった事実の内容（制限を解除した理由）     		
制限の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
連絡先		

様式第11号（第5条関係）

接 近 禁 止 命 令 書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第1項（同法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童（延長者を含む。以下同じ。）への接近の禁止について次のとおり命令します。

命令を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
命 令 の 内 容	児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはならない。	
対象となる児童	氏 名	
	生年月日	
命令の有効期限	年 月 日まで	
命令をする理由となった事実の内容		
連絡先		

（注意）本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第18条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

教示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第12号（第5条関係）

接近禁止命令取消書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第6項（同法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号により行った次の児童（延長者を含む。以下同じ。）への接近禁止命令を取り消します。

命令を取り消される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
取り消す命令の内容	児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならない。	
対象となる児童	氏 名	
	生年月日	
命令を取り消す理由となった事実の内容		
連絡先		

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、様式第二号（裏面）の改正規定は、公布の日から施行する。



## 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十六号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の備考3(1)中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表の備考3(2)中「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十七号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成十三年埼玉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二十六号中「様式第四十四号」を「様式第四十七号」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第二十五号中「様式第四十三号」を「様式第四十六号」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第二十四号中「様式第四十二号」を「様式第四十五号」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十三号中「様式第四十一号」を「様式第四十四号」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十二号中「様式第四十号」を「様式第四十三号」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十一号中「様式第三十九号」を「様式第四十二号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十号の次に次の三号を加える。

二十一 規則第三十一条の五の理事数特例認可申請書 様式第三十九号

二十二 規則第三十一条の五の二第一項の管理者理事就任免除認可申請書 様式第四十号

二十三 規則第三十一条の五の三の非医師（非歯科医師）理事長選出認可申請書 様式第四十一号

様式第四十四号を様式第四十七号とし、様式第三十九号から様式第四十三号までを三号ずつ繰り下げ、様式第三十八号の次に次の三様式を加える。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

所在地  
名 称  
理事長

㊦

理事数特例認可申請書

次のとおり、医療法第 4 6 条の 5 第 1 項ただし書の規定により、理事を 1 人 (2 人) とすることの認可を申請します。

<p>当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数</p>	
<p>常時勤務する医師又は歯科医師の数</p>	
<p>理事を 1 人 (2 人) とする理由</p>	

添付書類

- 1 定款又は寄附行為に定められた手続を経たことを証する書類
- 2 その他知事が必要と認める書類

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

所在地  
名 称  
理事長

㊟

管理者理事就任免除認可申請書

次のとおり、医療法第 4 6 条の 5 第 6 項ただし書の規定により、管理者を理事に加えないことの認可を申請します。

理事に加えない管理者	住 所	
	氏 名	
当該管理者の管理する病院、診療所又は介護老人保健施設	名 称	
	所在地	
当該管理者を理事に加えない理由		

添付書類

- 1 定款又は寄附行為に定められた手続を経たことを証する書類
- 2 その他知事が必要と認める書類

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

所在地  
名 称  
理事長

㊟

非医師 (非歯科医師) 理事長選出認可申請書

次のとおり、医療法第 4 6 条の 6 第 1 項ただし書の規定により、医師 (歯科医師) でない理事のうちから理事長を選出することの認可を申請します。

理事長就任予定者	住 所	
	氏 名	
理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理由		

添付書類

- 1 定款又は寄附行為に定められた手続を経たことを証する書類
- 2 理事長就任予定者の履歴書及び印鑑登録証明書
- 3 認可されれば理事長に就任する旨の承諾書
- 4 その他知事が必要と認める書類

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

埼玉県公安委員会規則第5号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

325 狭山市道幹第21号線	狭山市大字中新田268番地先から 狭山市大字中新田1103番地先まで
326 一般国道463号	さいたま市中央区上峰一丁目8番1地先から さいたま市浦和区常盤九丁目175番2地先まで
327 県道さいたま草加線	川口市大字里489番1地先から 川口市坂下町4丁目1番5地先まで
328 県道蕨鳩ヶ谷線	川口市青木6丁目26番12地先から 川口市大字里486番3地先まで
329 川口市道幹線第26号線	川口市上青木5丁目13番1地先から 川口市上青木5丁目4番11地先まで
330 さいたま市道第1号線	さいたま市大宮区桜木町四丁目410番1地先から さいたま市中央区上落合四丁目1150番3地先まで
331 一般国道17号	上尾市大字小敷谷字儘上730番13地先から 桶川市大字川田谷字稲荷2886番3地先まで

## 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則七一九九二

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の部中「東松山、熊谷」を「東松山、秩父、熊谷」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人R J対話の会

三 代表者の氏名

梅崎 薫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市平方千八百九十二番地三十六

五 定款に記載された目的

この法人は、修復的正義（Restorative Justice 以下、R Jと略す）の理念「地域から誰も排除しない」に基づき、子どもから大人まで、広く一般市民を対象に、家族や親しい周囲の人々との間で損なわれた関係を正し築き直し、お互いを尊重して話し合う「R J対話の会」を通して、その関係の回復を支援する。修復的正義の理念を普及啓発し、誰もが地域で安心して暮らし続けるために必要な成年後見事業を実施して、特に、弱い立場におかれやすい障がいや病気をもつ人、子ども、女性、高齢者などの権利擁護を推進することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第三十四条第四項の規定により、特定非営利活動法人の合併に係る認証について次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、合併趣旨書並びに合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十九年三月十四日
- 二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ノア
- 三 代表者の氏名  
新井 裕
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県大里郡寄居町大字末野千二百三十三番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が自然の恵みを分かち合い、相互に支え合う地域社会の創出に寄与することを目的とする。

## 告示

### 埼玉県告示第三百三十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十九年年度において埼玉県が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。

#### 二 認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

- イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
- ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者
- ハ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
- ニ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成二十一年三月三十一日付け入審第五百十三号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間がある者

ホ 入札公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日付け入審第九十七号）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がある者

へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者

- (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者

- (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

- (3) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
  - (4) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
  - (5) 雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
  - ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
  - チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
  - リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適合であると認める者
  - 三 認定を受けるための要件
    - イ 認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
    - ロ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七个月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
    - リ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
    - ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
    - ハ 自己資本の額
  - 四 認定申請の方法及び資格の有効期間
- 入札公告において定める。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

志木東口駅ビル

埼玉県新座市東北二丁目三十八番十号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前十時から午後十時

（変更後） 午前八時から午後十一時

#### ハ 変更年月日

平成二十九年四月十一日

#### ニ 届出年月日

平成二十九年三月十日

#### 二 縦覧期間

平成二十九年三月二十四日から平成二十九年七月二十四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十九年三月二十四日から平成二十九年七月二十四日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）熊谷上之商業施設計画

埼玉県熊谷市上之字吉原三千百十四番一外

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社新井機械製作所 代表取締役 新井進二

埼玉県深谷市沼尻六百五十五番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社新井機械製作所 代表取締役 新井進二

埼玉県深谷市沼尻六百五十五番地 外四者未定

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年十一月十五日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千百十一平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一七七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一一七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二五二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 七五立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午前八時四十五分

荷さばき施設三 午前六時から午後十時

荷さばき施設四 午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十九年三月十四日

二 縦覧期間

平成二十九年三月二十四日から平成二十九年七月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年三月二十四日から平成二十九年七月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十条第一項に規定する指定定期検査機関及び同法第一百七十七条第一項に規定する指定計量証明検査機関として、次のとおり平成二十九年二月二十一日付けで指定した。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

### 一 名称

一般社団法人埼玉県計量協会

### 二 所在地

埼玉県さいたま市北区榎引町二丁目二百五十四番地一埼玉県計量検定所内

### 三 指定期間

平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで



# 告示

## 埼玉県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	岸 親義	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼三百五十二番地一
同	豊 田 昭彦	同 草加市柿木町七百二十四番地
監事	岡 田 利彦	同 三郷市上彦名二百四十六番地
同	奥 貫 榮市	同 幸手市平須賀一丁目二百十七番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	森 田 金里	埼玉県越谷市増森二丁目二百七番地
同	竹 内 榮太郎	同 吉川市吉川二丁目十三番地三
監事	立 澤 剋 彌	同 越谷市東町五丁目三番地
同	江 森 久二男	同 幸手市大字上高野千三百五番地

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十九号

平成二十八年埼玉県告示第千四百六十五号で公示した公共測量は、平成二十九年二月二十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十号

平成二十八年埼玉県告示第九百九十五号で公示した公共測量は、平成二十九年三月八日終了した旨測量計画機関である上尾市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十一号

平成二十八年埼玉県告示第千四十六号で公示した公共測量は、平成二十九年三月三日終了した旨測量計画機関である三芳町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第三百四十二号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ高三・メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
県道	さいたま草加線	川口市大字里四八九番一地先から 川口市坂下町四丁目一番五地先まで
県道	蕨桜町線	川口市上青木六丁目二六番一二地先から 川口市大字里四八六番三地先まで

### 二 指定する期日

平成二十九年四月一日

### 三 通行方法

一の道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

#### イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

#### ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

## ハ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十三号

越谷市から越谷都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十四号

羽生市から羽生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

## 埼玉県告示第三百四十五号

上里町から児玉都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 伊 藤 雅 幸

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま鳩ヶ谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	川口市大字新井宿字下巻斗時一 二番三地先から	区 間
二五・二五 、 一四・〇〇	二七・三九 、 一四・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	二九九・一五	延 長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 伊 藤 雅 幸

路線名	さいたま鳩ヶ谷線
供用開始の区間	川口市桜町二丁目四三番一地从先から 同市桜町二丁目四一番四地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成二十九年三月二十七日
備考	平成二十三年二月二十二日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第九号及び平成二十九年三月二十四日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一四六・三〇メートル

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
入間郡三芳町大字藤久保字俣埜 二七五番五地先から同郡同町大 字藤久保字俣埜二七五番五地先 まで		区 間
一〇・六四〇 一二・八〇	八・一四〇 一〇・三〇	敷地の幅員 (メートル)
一七・三〇		延長 (メートル)
歩道整備事業によ る。		備 考

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 百四十号
- 三 道路の区域



新	旧	旧 新 別
	秩父市小柱字塚原五〇〇番一地先から 同市蒔田字西ノ入一七五二番五地先まで	区 間
一九・五四〃 一三〇・七五	一八・六〇〃 一〇四・四〇	敷地の幅員 (メートル)
三三・一三・一二		延長 (メートル)
更である。 道路予定区域の一部変	道路改良事業 平成十八年二月二十四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号、平成二十二年十二月十七日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号で告示した	備考

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

路線名	一般国道百四十号
供用開始の区間	<p>秩父郡皆野町大字皆野字大塚一四五番一地从先から 秩父市蒔田字西ノ入一七五二番五地 先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
供用開始の期日	<p>平成二十九年三月二十五日 (午後四時)</p>
備考	<p>平成十八年二月二十四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号、平成二十二年十二月十七日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号、平成二十九年三月二十四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長四一〇七・四五メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

<p>深谷東松山線</p>	<p>路線名</p>
<p>深谷市国済寺字西曲輪六一六番 三七地先から 同市幡羅町一丁目一二番四地先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年三月二十四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年六月十日付け埼玉県 熊谷県土整備事務所長告示第十一 号で告示した道路予定区域の供用 開始である。 延長七四・九〇メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 越谷八潮線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
越谷市大字西方字上手三〇九 二番一地从から 同市大字西方字上手三一〇六 番一地从先まで		区 間
一六・〇〇〃 四二・一四	一六・〇〇〃 三二・三八	敷地の幅員 (メートル)
二九四・二八		(延長 メートル)
平成二十七年二月六日付 埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第二号で告示した道 路区域の一部変更である。		備 考

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也



<p>路 線 名</p>	<p>越谷八潮線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>越谷市大字西方字上手三〇九二番一地从から 同市大字西方字上手三一〇六番一地从先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年三月二十五日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年三月二十四日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号における道路予定区域の供用開始である。延長二九四・二八メートル</p>

# 告 示

## 埼玉県教委告示第八号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

種類	名称及び員数	所在地	所有者 (管理者)
建造物	金鑽神社社殿 一棟	埼玉県本庄市千代 田三丁目二番三号	宗教法人 金鑽神社
彫刻	木造大日如来坐像 一躯	埼玉県深谷市横瀬 千三百六十番地	宗教法人 華蔵寺
歴史資料	高岸家文書 八通	埼玉県秩父市上吉 田五百二十三番地	高岸五郎
歴史資料	小室家資料 七千六百二十二点	埼玉県さいたま市 浦和区高砂四丁目 三番十八号	埼玉県 (埼玉県 立文書 館)
考古資料	池上遺跡出土品 六十七点	埼玉県熊谷市船木 台四丁目四番一号	埼玉県

# 告 示

## 埼玉県教委告示第九号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十六条第一項の規定により、埼玉県指定無形民俗文化財として次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

種類	名称	所在地	保護団体
無形民俗 文化財	落合西光寺双 盤念仏	埼玉県飯能市落合	西光寺浅草流双盤念 仏保存会

# 告示

## 埼玉県教委告示第十号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定天然記念物として次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 岩本育子

種類	名称及び員数	所在地	所有者
天然記念物	中川低地の河 畔砂丘群 桑 崎砂丘	埼玉県羽生市大字桑崎字堀内七 百二十四番一	桑崎三神社
天然記念物	中川低地の河 畔砂丘群 高 野砂丘	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野 字山合八百九十五番一	宗教法人八幡神社

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十一号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第六条第一項の規定により、次に掲げる埼玉県指定有形文化財の指定を解除する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

種 類	名称及び員数	所 在 地	所有者	指定年月日
工芸品	短刀銘但州住国光 一口	埼玉県所沢市西所 沢一丁目七番二十 六号	新光忠	昭和三十 九年十一 月十七日